



平成 27 年 11 月 25 日

国土交通大臣

石 井 啓 一 様

都市農地保全推進自治体協議会

会長 前 川 燿 男



都市農地保全を推進するための要望について

平素から、基礎自治体の行政運営並びに都市部の農業振興・農地保全施策につきまして、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農産物の供給に加え、都市の環境保全、防災、食育など多面的な機能を有する都市農地は、都市住民にとってかけがえのない存在であります。しかし年々減少が続いており、その保全が強く求められております。そこで、都市農地（市街化区域内農地）を持つ都内全市区町・38基礎自治体は、「都市農地保全推進自治体協議会」を設立し、都市農地保全を目指し連携して取組を進めています。人口980万人を超える自治体からなる組織として、本協議会は、都市住民の切実な要望である都市農地の保全に向け、最大限の努力を続けて参る所存であります。

つきましては、都市農地の事情を十分ご賢察のうえ、提出いたしました要望を実現いただけますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

本協議会会員自治体（38 市区町）

昭島市 あきる野市 足立区 板橋区 稲城市 江戸川区 青梅市
大田区 葛飾区 清瀬市 国立市 小金井市 国分寺市 小平市
狛江市 杉並区 世田谷区 立川市 多摩市 調布市 中野区
西東京市 練馬区 八王子市 羽村市 東久留米市 東村山市
東大和市 日野市 日の出町 府中市 福生市 町田市 瑞穂町
三鷹市 武蔵野市 武蔵村山市 目黒区

《役員》 会長 前川 燿男（練馬区長）
副会長 大坪 冬彦（日野市長）
副会長 清水 庄平（立川市長）
副会長 保坂 展人（世田谷区長）
副会長 井澤 邦夫（国分寺市長）

都市農地保全を推進するための要望

都市における農業の振興は、都市生活のあり方をより豊かにするものであり、これからの快適な都市生活に必要な不可欠なものです。

本年4月に都市農業振興基本法が成立し、大都市東京の中で大きな役割を果たしている都市農業・農地が、法に位置付けられました。

私たち、人口980万人超を有する都市農地保全推進自治体協議会は、都市農地の減少を食い止め、豊かさや潤いを実感できる都市環境を次世代に残すため、法の趣旨に沿った、農地に関わる税制の見直しや農業振興に係る具体的な取組の推進が、早期になされることを、下記のとおり要望いたします。実現に向け取り組まれるよう、お願い申し上げます。

記

【都市農業振興基本計画の策定】

- 1 都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を速やかに策定すること。
- 2 この基本計画の中において、より具体的かつ中身のある都市農業振興施策を明確に位置付けること。

【生産緑地指定の推進】

- 3 現在500㎡以上としている生産緑地地区の面積要件について、基礎自治体が自ら設定できるよう法制度を見直すこと。
- 4 小面積の農地をまとめて一団で指定された生産緑地の一部が相続等により指定解除され、残された生産緑地が下限面積を下回った場合について、道連れ削除を行わないよう法制度を見直すこと。
- 5 相続税納税猶予制度を適用している農地について貸借を認めた場合には、生産緑地を貸し出したまま死亡しても買取り申出ができるようにすること。

【相続に関する規制】

- 6 市街化区域内農地の貸借を可能とし、親族に限らない他の農家の就農を可能とするとともに、当該農地を相続税納税猶予制度の対象とするよう措置を講じること。
- 7 防災井戸や備蓄倉庫などの防災施設、直売所や農機具倉庫などの農業用施設および屋敷林等の用地に相続税納税猶予制度の適用を拡大すること。

【財政支援】

- 8 基礎自治体が、農地を買い取る場合に財政支援策を講じること。
- 9 農業経営を開始したい就農希望者や農地を拡大したい農業者への農地確保に対する支援策を講じること。

【関係省庁の連携】

- 10 市街化区域内農地が適切に保全されるためには、都市農業の振興に関する施策と都市計画制度や税制の見直しを一体的・総合的に進めることが必要である。これらの検討・見直しに当たっては貴省と農林水産省および財務省が一層連携を強化して取り組むこと。